

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、企業と利害関係者の權益を守ることを重要課題と位置づけております。その実現のため、コーポレート・ガバナンスシステムの確立をはかるべく迅速で正確な経営情報の把握と公正で機動的な意思決定を目指しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
篠原 英明	6,499,000	18.99
株式会社九州リースサービス	1,966,000	5.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,123,300	3.28
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1,119,979	3.27
MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	918,800	2.68
シノケングループ取引先持株会	790,000	2.30
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	549,700	1.60
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	546,200	1.59
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	460,325	1.34
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC A/C PRIME (常任代理人 野村證券株式会社)	450,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西堀 敬	他の会社の出身者													
入江 浩幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西堀 敬			西堀敬氏は、コンサルティング会社の経営者のみならず、社外取締役として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。同氏は過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しております。また、当社株式8,100株を保有しておりますが、当該他の会社と当社との間では特別な利害関係はありません。

入江 浩幸		入江浩幸氏は、金融機関での勤務経験及び取締役として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。また、同氏は株式会社西日本シティ銀行の取締役専務執行役員を兼務しており、当社と同行との間には定常的な銀行取引の他借入等の取引関係があります。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、代表取締役社長直轄である内部監査室（3名）が、年間監査計画に基づき、グループ全社を対象に業務全般にわたり内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役社長に直接報告するとともに、被監査部門に対して改善事項の指摘、指導を行っております。

監査役監査は、監査役が取締役会に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めています。

また、会計監査人は、監査役会、内部監査室と連携を密にし、必要の都度、お互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性、有効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂田 實	他の会社の出身者													
井上 勝次	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

坂田 實		坂田實氏は、総務・経理部門の勤務経験及び監査役として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役に選任しております。同氏は過去において他の会社の役員であったことがなく、現在において他の会社の役員を兼任していません。なお、当社株式12,000株を保有しておりますが、当社と同氏の間では特別な利害関係はありません。
井上 勝次	井上勝次氏は、独立性が疑われるような属性等は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。	井上勝次氏は、税理士資格及びそれらの専門知識と豊富な実務経験を有していることから、社外監査役に選任しております。同氏は過去において他の会社の役員であったことがなく、現在において他の会社の役員を兼任していないことから、当社と同氏の間では重要な利害関係はありません。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準や方針は特段定めておりませんが、選任にあたっては、当社との人的関係や資本的関係等の特別な利害関係、高い知見に基づき当社の経営監視ができること等踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に、判断しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの中長期的な業績の向上及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的とし、インセンティブ制度を設けております。

当社及び当社子会社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、利益貢献意識を高めることを目的としております。

#### 1. 2014年ストックオプション(第6回)

2014年5月12日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権者は、2014年12月期及び2015年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、2014年12月期の経常利益が31億円以上かつ2015年12月期の経常利益が35億円以上の場合にのみ、新株予約権を行使することができます。

#### 2. 2016年ストックオプション(第7回)

2016年3月1日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権者は、2016年12月期、2017年12月期及び2018年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。

- イ. 2016年12月期の経常利益が71億円を超過していること
- ロ. 2017年12月期の経常利益が78億円を超過していること
- ハ. 2018年12月期の経常利益が90億円を超過していること

#### 3. 譲渡制限付株式報酬制度

社外取締役を除く取締役について、2018年3月28日開催の第28回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬制度「譲渡制限付株式報酬制度(RS(=Restricted Stock))」を導入しております。

取締役に対して支給される報酬総額は、当社取締役の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬制度の総額を年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年140,000株以内と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

### 該当項目に関する補足説明 更新

#### 1. 2014年ストックオプション(第6回)

当社の取締役、監査役及び当社子会社の取締役に対し、新株予約権を4,300個発行しております。付与対象者の区分、人数及び個数は、当社取締役5名4,050個、当社監査役3名60個、当社子会社の取締役7名190個であります。

## 2. 2016年ストックオプション(第7回)

当社及び当社子会社の取締役に対し、新株予約権を3,150個発行しております。付与対象者の区分、人数及び個数は、当社取締役3名3,060個、当社子会社の取締役8名90個であります。

## 3. 2016年ストックオプション(第8回)

当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を700個発行しております。付与対象者の区分、人数及び個数は、当社従業員4名16個、当社子会社の従業員296名684個であります。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

#### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告(招集通知)において、取締役及び監査役の別にそれぞれの総額及び員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役会は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を、次のとおり定めております。

##### 1. 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、固定報酬と株式報酬で構成されております。なお、社外取締役に對しましては、その役割及び独立性の観点から、株式報酬を支給しないこととしております。

株式報酬につきましては、株価変動のメリット及びリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する方針を採用しております。

報酬等の額につきましては、株主総会において決議された総額の枠内において、取締役会において、報酬総額及び具体的な報酬配分の決定を代表取締役に一任する旨の決議を行ったうえ、当該決議に基づき決定しております。

##### 2. 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、その役割及び独立性の観点から、固定報酬のみで構成されております。

報酬等の額につきましては、株主総会において決議された総額の枠内において、監査役の協議により決定することとしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする部署は設置しておりませんが、総務部門及び内部監査部門を中心に協力し、必要な情報等についても速やかに提供できる環境を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役、取締役会

当社では、当社及び当社グループに精通した取締役により取締役会を構成しております。また、持株会社制度を採用し、当社の意思決定・経営監視機能と事業会社の執行機能の分離により、監視機能の充実と業務執行の効率性の向上を図っております。さらに、取締役会の意思決定・経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役を選任することにより企業統治に社外の目を取り入れております。

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する機関と位置付けております。取締役会は原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を実行しております。

また、当社は、取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第370条の要件を充たす場合には、取締役会の決議があったものとみなす旨を定款に定めております。

### 2. 監査役、監査役会

監査役会は、原則月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

また、公正、客観的な立場から監査を行うことを目的に社外監査役を選任しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役会ならびに取締役の意思決定、業務執行に関し十分な監視機能を果たすとともに、当社グループの業務執行における適法性、妥当性の監査を行い、会計監査人及び内部監査室との連携を図っております。

### 3. 経営会議

経営会議は、業務執行を効率的かつ迅速に行うため、取締役及び各事業会社や部門の責任者が、各事業会社の業績報告や各部門の課題等を共有し議論するために、原則月1回開催しております。

また、取締役会への付議事項等の検討も行っております。

### 4. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、通常の会計監査を受けるほか、必要に応じて会計上の検討事項について助言、指導を受けております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、会計監査人は、監査役会、内部監査室と連携を密にし、必要の都度、お互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性、有効性を高めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を擁した取締役会、社外監査役を擁した監査役会を基本とする体制が、経営の意思決定における監視機能と業務執行の適正性を確保し企業価値の向上、効率的な経営及び透明性の確保に機能しているものと判断し、現在の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様には株主総会議案について、十分検討していただくために、2019年3月開催の定時株主総会より、東京証券取引所及び当社ウェブサイトにて「招集ご通知」の発送前開示を行っております。 また、「招集ご通知」についてはカラー化し、写真やグラフも掲載することにより、株主の皆様にとって、よりわかりやすい資料となるよう心がけて作成しております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年3月開催の定時株主総会より、議決権行使の電磁的方法を採用し、株主の皆様の利便性の向上と議決権行使の円滑化を図っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年3月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しております。
その他	株主総会では、株主の皆様の理解をより深めるために映像とナレーションを使用し、事業報告や貸借対照表、損益計算書の報告、議案の説明等を写真やグラフ等を交えて説明しております。 また、ご質問についても、可能な限り、丁寧でわかりやすい回答を心がけております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を年2回程度開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎の決算情報、リリース情報等を当社ホームページにて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ広報IR戦略室が、当該業務を担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守と企業倫理の向上を図るため、当社グループ従業員を対象とする社員就業倫理規程の周知・徹底を行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条の規定に基づき、取締役会が取締役の職務執行等に関して、以下のような体制の確立を推進しております。

#### (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの維持は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって行う。その運用状況は、取締役会及び監査役が監督及び監査を行う。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程及び内部情報管理規程その他の社内規程に基づき、その保存媒体の形式に応じて適切に保存及び管理を行う。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査規程及びリスク管理規程その他の社内規程に基づき、損失の防止及び最小化を図るものとし、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)におけるリスクを網羅的・統括的に管理する。

#### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務は業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲によって効率的に実施され、その結果は取締役会及び経営会議で共有され総合的に評価する。

#### (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員就業倫理規程その他の社内規程により、行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

#### (f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程により、当社グループ全体の内部統制体制を整備し、連結経営による業務の広がり及びグループ全体のシナジー効果の発揮を推進する体制を強化する。

#### (g) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査役を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員から兼務させるものとし、その補助使用人については取締役からの独立性を確保する体制を講ずるものとする。

・当社グループは、関係会社管理規程によりグループ全体の内部統制体制を整備し、連結経営による業務の広がり及びグループ全体のシナジー効果の発揮を推進する体制を強化する。業績その他重要内部監査規程及びリスク管理規程その他の社内規程に基づき、損失の防止及び最小化を図るものとし、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)におけるリスクを網羅的・統括的に管理する。事項等については、毎月開催される取締役会及び経営会議等により報告を受ける。

・当社グループは、組織的リスク状況の監視並びに全社対応は、グループ管理部門が行い各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

・当社グループは、業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲に基づき、取締役の職務執行が効率的に実施されるものとし、その結果は取締役会及び経営会議で共有され部門間調整も含めて総合的に評価する。

・当社グループは、社員就業倫理規程その他の社内規程により、取締役及び使用人の行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

#### (h) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性並びにその当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員から兼務させるものとし、その補助使用人については取締役からの独立性を確保する体制を講ずるものとする。補助使用人は、当社の業務執行を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

#### (i) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は取締役会に出席し、決議事項及び報告事項を聴取し、必要がある場合には意見を述べる。

ロ. 当社グループの取締役及び使用人は監査役に対し以下の報告を行う。

・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合

・役員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその恐れがある場合

・監査役が報告を求めた場合

#### (j) 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程に基づき禁止し、当該報告者を適切に保護するものとする。

#### (k) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

#### (l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実効的な監査役監査に資するために、執行部門は監査役監査の実施のための支援協力体制を強化するとともに、監査役は監査情報の共有のために内部監査部門及び会計監査人との連携を密にするものとする。

#### (2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、各業務執行責任者が当社のリスクを十分承知したうえで、その回避に最大の注意を払いつつ業務執行にあたるものとし、事業に重大な影響を与えられようと思われるものについては、リスクであることの実発を確認した時点のほか、予兆がある場合も遅延なく関連する会社機関、関連部署に通知し、協議のうえ、必要な対策を講ずることとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、株式上場企業として社会や市場に対し高い倫理観をもって事業を行うことを求められており、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、一切の取引や関係を持たないことをコンプライアンス委員会を通じてグループ役員一同が常に意識できるよう努めております。

また、反社会的勢力に対する情報収集や排除については、企業防衛対策協議会に加盟し、警察当局と連携を図りながら対応いたしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現時点において具体的な検討課題等はありませんが、現体制に満足せずより充実したコーポレート・ガバナンス体制を目指してまいります。

